

令和元年6月号
第149号

くらしウォッチャーだより

contents

- ★トピックス 注意喚起情報
- ★大崎市消費生活ウォッチャー 6月調査結果から
<消費生活関連・食品の品質表示関連>

見守り
新鮮情報

点検のはずが… 強引なシロアリ 駆除サービスの勧誘

「あ宅から羽アリが飛んで
きているとクレームが出て
いるので点検に来た」と
業者が来訪してきた。
しつこく何度もシロアリ
駆除を勧められ、一人
住まいで怖いので帰って
もらうため契約
した。作業前に代金を
支払うよう言われて現金
で約50万円支払った。
(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

- 契約を勧められてもその場ですぐに決めず、家族や近所の人など周囲の人にも相談しましょう。
- 家族や周囲の人も、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、家の中に見慣れない封筒や契約書がないかなど、日頃から気を配りましょう。

～国民生活センター「見守り新鮮情報」より抜粋～

消費生活関連

6月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

電話の怪しい勧誘、しつこい勧誘、目的がわからない勧誘などの報告です

- ・通販で利用したことのある業者から保険の勧誘のような電話があった。夕刻の忙しい時間だったので、早々に電話を切った。
- ・電話を受けると選挙のアンケートについてとガイダンスが流れた
- ・「世論調査の会社です。」という自動音声の電話があった。
- ・「独身の人にパンフレットを届けたい。」と夜8時50分に電話があった。
- ・「いらないもの、壊れた電化製品ありませんか。」と電話があつたが、無いと言って断った。
- ・「大手電話会社との契約が無効になっている、プロバイダーはどこになるのか。」等と電話があつたが、必要ないと伝えた。また、別の業者からも同様の電話があつた。

訪問販売

突然来た業者から自宅等で販売勧誘された情報の報告です

- ・シロアリ(羽アリ)駆除の業者がチラシを持参し3回も勧誘に来た。協同組合の名称だったので委託先業者の所在などを確認し、断ってからは来なくなった。

新聞・報道関係

消費生活に関する情報の報告です

- ・地方紙に「架空請求25万件トラブル相談100万件超す」との見出しがあり、「政府が閣議決定した2019年版の消費者白書によると、2018年に全国の消費生活センターなどに寄せられた消費者トラブルに関する相談は101万8千件、前年度から10万件増加し、11年ぶりに100万件を超えた」との情報が掲載されていた。

その他

- ・スマートフォンに迷惑メールが多数届くので、全て無視している。
- ・広告で会場に1日に3回時間を決めて客を集め、何かの説明をしている業者がいる。
- ・健康サロンで年齢測定会を行うとのチラシが入った。日本成人病予防協会の協賛になっていると書かれている。
- ・大型店舗の入り口で「1000円以上の買い物レシートを持ってきて下さい。1階奥で開催しています」と書かれたチラシが配られた。住宅メーカーのチラシだったので紛らわしい。
- ・電話勧誘もほとんどなく比較的穏やかで良かった。市の広報、広域放送での注意喚起の効果ではないか。
- ・不用品回収業者2社からチラシのポスティングがあった。いずれも無料回収をうたってテレビ、エアコンも対象としているが、収集運搬料金、リサイクル料金トラブルや不適切処理などが懸念される。

消費生活相談員からのコメント

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)を処分する際には、家電リサイクル法に従って、リサイクル券を購入し定められた業者等に引き渡さなければなりません。無許可の廃品回収業者に家電4品目を引き渡すと適切なリサイクルが行われない危険があります。また「無料回収」をうたう業者から、荷積み後に高額請求されたというケースもあるのでご注意ください。

食品の品質表示

6月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈6月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況		
生鮮食品	農産物	きゅうり	名称・産地	22	有	22	
		さくらんぼ			無	0	
	水産物	魚	名称・産地	22	有	22	
		鶏肉			無	0	
加工食品		ヨーグルト	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	22	有	22	
					無	0	



◆報告

・冷凍さんまの産地表示がなかった。店員に確認したところ、「宮城産」と回答があった。

消費生活相談員のコメント

生鮮食品の名称及び原産地等については、消費者にわかりやすく誤認を与えないように表示することが必要です。具体的には、容器又は包装の見やすい箇所に表示するか、あるいはその製品に近接した見やすい箇所に立札等の掲示により表示することが必要です。

表示の場所については、特に規定は設けられていませんが、消費者にわかりやすくという点から、名称及び原産地等の表示は同一面になされていることが望ましいと考えられます。しかし、消費者にわかりやすく表示されていれば、名称は容器又は包装に、原産地は立て札に表示してもよいこととされています。

～生鮮食品品質表示基準 Q&A より抜粋～

～編集後記～

近頃、警察官を名乗る電話等で、キャッシュカードを預かる詐欺の被害情報が警察からありました。また、消費者庁や国民生活センターの職員を名のる者が、自宅を訪問し「弁護士手続きをすればお金が戻ってくる」と告げ、金銭を要求する事案があったとの情報も寄せられています。

消費者庁や国民生活センター職員が個別に訪問し、金銭を要求することは一切ありません。

このような不審な人物の訪問があった場合には、話を聞かず最寄りの警察や消費生活センターに相談しましょう。

消費者庁 HP・国民生活センターHP より引用



本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



★消費生活講座のご案内

第2回目は、講師:ファイナンシャルプランナー『アクティブシニアのライフスタイル』です。

～60代からのライフプランや保険の見直しなど将来を見据えた家計管理などを学びます～

日 時	8月19日(月曜日) 13時30分～15時00分
会 場	大崎市役所東庁舎 5階大会議室
対象者	大崎市民・大崎市在勤在学者
募集人員	先着30名程度
申込方法	電話・FAX・または窓口で申込書に記入してお申し込み下さい。
連絡先	大崎市総務部市政情報課 市民相談担当 電 話:0229-23-9125 FAX:0229-24-9595 ◇大崎市消費生活センター 電 話:0229-21-7321

令和元年 7月22日 発行

